

# 福岡大学学科履修規程

## 第1章 総 則

第1条 卒業資格を得るための履修は、学則第31条から第34条までの規定及びこの履修規程の定めるところによる。

## 第2章 科目の履修

第2条 (抜粋)

3 経済学部（経済学科、産業経済学科）の学生は、次の単位を修得しなければならない。  
(学則第34条参照)

□ EE 24台：経済学部 経済学科 令和6年度入学生

### 《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4単位以上	計20単位以上	} 総計128単位以上
		社会科学…………… 4単位以上		
外国語科目	自然科学…………… 6単位以上	計76単位以上		
	総合系列科目			
保健体育科目	学修基盤科目	計20単位以上		
	第1外国語…………… 8単位以上			
単位互換科目(注1)	第2外国語(注1)	計76単位以上		
	4単位			
(2)専門教育科目	必修科目…………… 8単位	計20単位以上		
	コース別科目(注2)		計76単位以上	
	ゼミナール			
(3)自由履修単位	選択科目	計20単位以上		
	共通教育科目			
	専門教育科目			
	関連教育科目			

※イメージ図

- (注) 1. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。  
 2. 2年次に実践経済分析コース、応用経済学コース又は社会経済学コースのいずれかのコースに所属すること。  
 ※1 各自が所属するコースの「コース科目」  
 ※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」  
 3. コース別科目の「他コース科目(産業経済学科の「選択科目A類」を含む。)」を修得した場合は、20単位を限度として「他コース科目」の単位数に算入することができる。(20単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。)

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

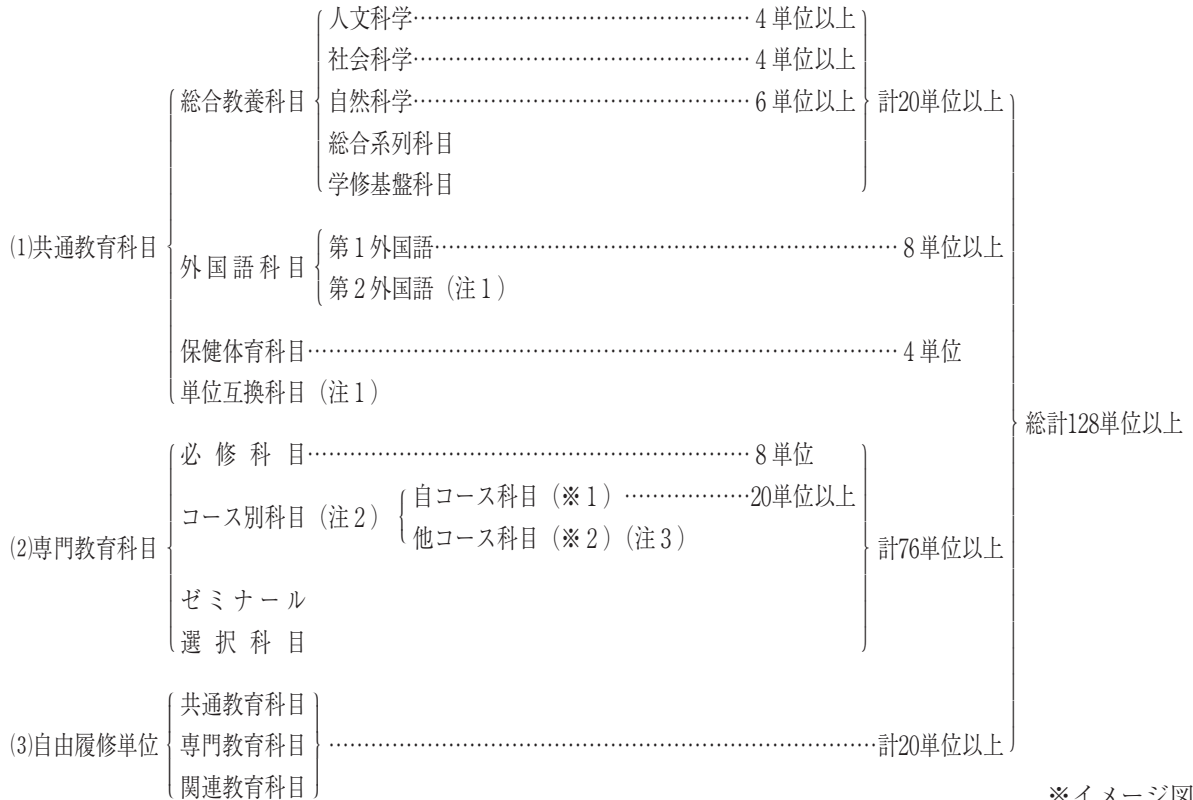
※印は必修

		第1・2・3・4年次																				
		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目														
共通教育科目	総合科目	哲倫	理本	学A	2	哲倫	理本	学B	2	論宗	理教	学A	2	論宗	理教	学B	2					
		西日	ア	史	2	西日	ア	史	2	東日	本	史	2	東日	本	史	2					
専門教育科目	実践経済分析コース	経済学入門	学A	2	経済学入門	学A	2	経済学入門	学A	2	経済学入門	学A	2	経済学入門	学A	2	経済学入門	学A	2			
		日本経済論	学B	2	日本経済論	学B	2	日本経済論	学B	2	日本経済論	学B	2	日本経済論	学B	2	日本経済論	学B	2	日本経済論	学B	2
		経済思想史	学A	2	経済思想史	学A	2	経済思想史	学A	2	経済思想史	学A	2	経済思想史	学A	2	経済思想史	学A	2	経済思想史	学A	2
	ゼミナール	初年次演習	学A	2	初年次演習	学A	2	初年次演習	学A	2	初年次演習	学A	2	初年次演習	学A	2	初年次演習	学A	2	初年次演習	学A	2
		特別基礎演習	学B	2	特別基礎演習	学B	2	特別基礎演習	学B	2	特別基礎演習	学B	2	特別基礎演習	学B	2	特別基礎演習	学B	2	特別基礎演習	学B	2
		時事経済論	学B	2	時事経済論	学B	2	時事経済論	学B	2	時事経済論	学B	2	時事経済論	学B	2	時事経済論	学B	2	時事経済論	学B	2
	選択科目	簿記原簿	学A	2	簿記原簿	学A	2	簿記原簿	学A	2	簿記原簿	学A	2	簿記原簿	学A	2	簿記原簿	学A	2	簿記原簿	学A	2
		経営学総論	学A	2	経営学総論	学A	2	経営学総論	学A	2	経営学総論	学A	2	経営学総論	学A	2	経営学総論	学A	2	経営学総論	学A	2
		法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2
		民法入門	学A	2	民法入門	学A	2	民法入門	学A	2	民法入門	学A	2	民法入門	学A	2	民法入門	学A	2	民法入門	学A	2
		法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2
		法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2
		法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2
		法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2
		法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2	法入総論	学A	2
簿記原簿	学A	2	簿記原簿	学A	2	簿記原簿	学A	2	簿記原簿	学A	2	簿記原簿	学A	2	簿記原簿	学A	2	簿記原簿	学A	2		

(注) [ ]内は今年度休講。

□ EE 23台：経済学部 経済学科 令和5年度入学生

《卒業要件》



※イメージ図

- (注) 1. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。  
 2. 2年次に実践経済分析コース、応用経済学コース又は社会経済学コースのいずれかのコースに所属すること。  
 ※1 各自が所属するコースの「コース科目」  
 ※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」  
 3. コース別科目の「他コース科目(産業経済学科の「選択科目A類」を含む。)」を修得した場合は、20単位を限度として「他コース科目」の単位数に算入することができる。(20単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。)

《年次別授業科目表》（学科履修規程 第4条 別表）

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目	
		学A	学B	学A	学B	学A	学B	学A	学B
共通教育科目	総合教養科目	哲倫理学A	哲倫理学B	論宗東日西芸A	論宗東日西芸B	論宗東日西芸A	論宗東日西芸B	論宗東日西芸A	論宗東日西芸B
		西洋史学A	西洋史学B	本洋文芸A	本洋文芸B	本洋文芸A	本洋文芸B	本洋文芸A	本洋文芸B
		西ア人の地理学A	西ア人の地理学B	本洋文芸A	本洋文芸B	本洋文芸A	本洋文芸B	本洋文芸A	本洋文芸B
	社会科学	法政商教地文A	法政商教地文B	法経社教心A	法経社教心B	日経社地心A	日経社地心B	政商教地文A	政商教地文B
		政治学A	政治学B	社会学A	社会学B	社会学A	社会学B	社会学A	社会学B
		文化人類学A	文化人類学B	社会学A	社会学B	社会学A	社会学B	社会学A	社会学B
	自然科学	数理学A	数理学B	基礎数学A	基礎数学B	統計入門A	統計入門B	物理科学入門A	物理科学入門B
		生物の地球科学A	生物の地球科学B	自然界と物質の化学A	自然界と物質の化学B	生活と環境の化学A	生活と環境の化学B	地球圏科学入門A	地球圏科学入門B
	総合科目	福岡大学で考える現代社会		アカデミックスキルズゼミⅠ		アカデミックスキルズゼミⅡ		(福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか)	
	学修目標	(福大生のためのキャリアデザイン) (データサイエンス/AI入門)							
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	アドバンスト・イングリッシュⅠ	アドバンスト・イングリッシュⅡ		
		※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	アドバンスト・イングリッシュⅠ	アドバンスト・イングリッシュⅡ		
	第2	【ドイ ツ 語 I A	【ドイ ツ 語 II A	【ドイ ツ 語 I A	【ドイ ツ 語 II A	【ドイ ツ 語 I A	【ドイ ツ 語 II A		
		【フ ラ ンス 語 I A	【フ ラ ンス 語 II A	【フ ラ ンス 語 I A	【フ ラ ンス 語 II A	【フ ラ ンス 語 I A	【フ ラ ンス 語 II A		
		【中 国 語 I A	【中 国 語 II A	【中 国 語 I A	【中 国 語 II A	【中 国 語 I A	【中 国 語 II A		
		【ロ シ ア 語 I A	【ロ シ ア 語 II A	【ロ シ ア 語 I A	【ロ シ ア 語 II A	【ロ シ ア 語 I A	【ロ シ ア 語 II A		
		【シ ン シ ュ ア ン 語 I A	【シ ン シ ュ ア ン 語 II A	【シ ン シ ュ ア ン 語 I A	【シ ン シ ュ ア ン 語 II A	【シ ン シ ュ ア ン 語 I A	【シ ン シ ュ ア ン 語 II A		
		【ス ペ ー ン 語 I A	【ス ペ ー ン 語 II A	【ス ペ ー ン 語 I A	【ス ペ ー ン 語 II A	【ス ペ ー ン 語 I A	【ス ペ ー ン 語 II A		
	保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	※生涯スポーツ演習Ⅱ						
	単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目							
必修科目	※マクロ経済学		※マクロ経済学						
専門教育科目	実践経済分析コース	経済学A	経済学B	経済学A	経済学B	経済学A	経済学B	経済学A	経済学B
		経済学A	経済学B	経済学A	経済学B	経済学A	経済学B	経済学A	経済学B
		経済学A	経済学B	経済学A	経済学B	経済学A	経済学B	経済学A	経済学B
	応用経済学コース	国際経済学A	国際経済学B	国際経済学A	国際経済学B	国際経済学A	国際経済学B	国際経済学A	国際経済学B
		国際経済学A	国際経済学B	国際経済学A	国際経済学B	国際経済学A	国際経済学B	国際経済学A	国際経済学B
		国際経済学A	国際経済学B	国際経済学A	国際経済学B	国際経済学A	国際経済学B	国際経済学A	国際経済学B
	社会経済学コース	社会学A	社会学B	社会学A	社会学B	社会学A	社会学B	社会学A	社会学B
		社会学A	社会学B	社会学A	社会学B	社会学A	社会学B	社会学A	社会学B
		社会学A	社会学B	社会学A	社会学B	社会学A	社会学B	社会学A	社会学B
		社会学A	社会学B	社会学A	社会学B	社会学A	社会学B	社会学A	社会学B
ゼミナール	初年次演習		特別演習Ⅰ		特別演習Ⅱ		特別演習Ⅲ		
選択科目	経済学入門A	経済学入門B	情報社会と経済A	情報社会と経済B	時事経済論A	時事経済論B	時事経済論A	時事経済論B	
	日本経済論A	日本経済論B	情報社会と経済A	情報社会と経済B	経済学ワークショップA	経済学ワークショップB	経済学ワークショップA	経済学ワークショップB	
	経済思想史A	経済思想史B	経済学のための情報通信A	経済学のための情報通信B	経済学ワークショップC	経済学ワークショップD	経済学ワークショップC	経済学ワークショップD	
	情報社会と経済倫理A	情報社会と経済倫理B	情報ビジネス入門A	情報ビジネス入門B	経済学ワークショップE	経済学ワークショップF	経済学ワークショップE	経済学ワークショップF	
	ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	海外研究者特別講義ⅠA	海外研究者特別講義ⅠB	経済学ジョイントコースA	経済学ジョイントコースB	経済学ジョイントコースA	経済学ジョイントコースB	
	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	海外研究者特別講義ⅡA	海外研究者特別講義ⅡB	海外研究者特別講義ⅡA	海外研究者特別講義ⅡB	海外研究者特別講義ⅡA	海外研究者特別講義ⅡB	
	産業戦略論A	産業戦略論B	英書講読ⅡA	英書講読ⅡB	英書講読ⅡA	英書講読ⅡB	英書講読ⅡA	英書講読ⅡB	
	産業戦略論C	産業戦略論D	英書講読ⅢA	英書講読ⅢB	英書講読ⅢA	英書講読ⅢB	英書講読ⅢA	英書講読ⅢB	
	英書講読ⅣA	英書講読ⅣB	英書講読ⅣA	英書講読ⅣB	英書講読ⅣA	英書講読ⅣB	英書講読ⅣA	英書講読ⅣB	
	英書講読ⅤA	英書講読ⅤB	英書講読ⅤA	英書講読ⅤB	英書講読ⅤA	英書講読ⅤB	英書講読ⅤA	英書講読ⅤB	
簿記原簿入門A	簿記原簿入門B	会計学入門A	会計学入門B	債権法ⅢA	債権法ⅢB	債権法ⅢA	債権法ⅢB		

(注)〔 〕内は今年度休講。

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上	
		社会科学…………… 4 単位以上		
		自然科学…………… 6 単位以上		
		総合系列科目 学修基盤科目		
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	計20単位以上	
		第2外国語（注1）		
(1)共通教育科目	保健体育科目…………… 4 単位	計20単位以上	総計128単位以上	
	単位互換科目（注1）			
(2)専門教育科目	必修科目…………… 8 単位	計76単位以上	総計128単位以上	
	コース別科目（注2）			自コース科目（※1）…………… 20 単位以上
				他コース科目（※2）（注3）
	ゼミナール			計76単位以上
選択科目				
(3)自由履修単位	共通教育科目	計20単位以上	総計128単位以上	
	専門教育科目			
	関連教育科目			

※イメージ図

- (注) 1. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。  
 2. 2年次に実践経済分析コース、応用経済学コース又は社会経済学コースのいずれかのコースに所属すること。  
 ※1 各自が所属するコースの「コース科目」  
 ※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」  
 3. コース別科目の「他コース科目（産業経済学科の「選択科目A類」を含む。）」を修得した場合は、20単位を限度として「他コース科目」の単位数に算入することができる。（20単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修

Table with columns for '第1・2・3・4年次', '授業科目', '単位', and '共通教育科目'. It lists various subjects like '人文科学', '社会科学', '自然科学', '外国語科目', '実践経済分析コース', 'ゼミナール', and '関連教育科目' with their respective credit values.

(注) [ ]内は今年度休講。

□ EE 21台：経済学部 経済学科 令和3年度入学生

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	} 計20単位以上	}	}
		社会科学…………… 4 単位以上			
		自然科学…………… 6 単位以上			
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	} 計20単位以上	}	}
		第2外国語……………			
		保健体育科目…………… 4 単位			
		単位互換科目……………			
(2)専門教育科目	必修科目	…………… 8 単位	} 計76単位以上	}	}
		コース別選択必修科目 { 自コース選択必修科目(※1)…12単位以上 他コース選択必修科目(※2)			
		コース別選択科目 { 自コース選択科目(※1)…20単位以上 他コース選択科目(※2)(注3)			
		ゼミナール…………… 48単位以上			
		選択科目……………			
(3)自由履修単位	共通教育科目……………	} 計20単位以上	}	}	}
	専門教育科目……………				
	関連教育科目……………				

総計128単位以上

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次								
		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		
		学A	学B	学A	学B	学A	学B	学A	学B	
共通教育	総合教養科目	哲倫日西ア人	理本学A	哲倫日西ア芸	理本学B	論宗東日西芸	理教洋学A	論宗東日西日	理教洋学B	
		文	学A	文	学B	文	文	文	学B	
		史	学A	史	学B	史	史	史	学B	
	社会科学	法政商教地文	学A	法経社教育の原理	学B	日経社地心	本	国	憲	法
		治	学A	済	学B	会	理	学A	政商教地文	学A
		育	学B	育	学A	心	理	学B	育	学B
	自然科学	数物新自	学A	基礎自然	学B	統	計	入	門	物
		理	学A	界	学B	活	環	境	の	理
		学	学A	物	学B	マ	ク	ロ	ク	学
	総合系科目	地	学A	現代	学B	国	際	化	と	日
学修基盤科目	文	学A	現	学B	ア	カ	デ	ミ	ク	
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI	1	※インターメディアイト・イングリッシュI	1	アドバンスト・イングリッシュI	1			
		※フレッシュマン・イングリッシュII	1	※インターメディアイト・イングリッシュII	1	アドバンスト・イングリッシュII	1			
	第2	ド	語	語	語	語	語	語	語	語
		イ	語	語	語	語	語	語	語	語
		ツ	語	語	語	語	語	語	語	語
		フ	語	語	語	語	語	語	語	語
		ラ	語	語	語	語	語	語	語	語
		中	語	語	語	語	語	語	語	語
	朝	語	語	語	語	語	語	語	語	
	健	※生涯スポーツ演習I	1	※生涯スポーツ演習II	1					
単	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目									
必	※ミクロ経済学	4	※マクロ経済学	4						
専門教育	実践経済分析コース	△経	学	△経	学	メ	カ	ニ	ズ	
		学	史	学	史	メ	カ	ニ	ズ	
		史	A	学	A	メ	カ	ニ	ズ	
	応用経済学コース	△経	学	△経	学	メ	カ	ニ	ズ	
		学	B	学	B	メ	カ	ニ	ズ	
		B	学	B	メ	カ	ニ	ズ		
	社会経済学コース	△経	学	△経	学	メ	カ	ニ	ズ	
		学	A	学	A	メ	カ	ニ	ズ	
		A	学	A	メ	カ	ニ	ズ		
		学	B	学	B	メ	カ	ニ	ズ	
ゼミナール	初	年	次	演	習	特	別	演	習	
	演	習	演	習	演	習	演	習	演	
	習	演	習	演	習	演	習	演	習	
	演	習	演	習	演	習	演	習	演	
	演	習	演	習	演	習	演	習	演	
	演	習	演	習	演	習	演	習	演	
	演	習	演	習	演	習	演	習	演	
	演	習	演	習	演	習	演	習	演	
	演	習	演	習	演	習	演	習	演	
	演	習	演	習	演	習	演	習	演	
選択科目	日	経	学	日	経	学	日	経	学	
	経	学	日	経	学	日	経	学	日	
	学	日	経	学	日	経	学	日	経	
	日	経	学	日	経	学	日	経	学	
	日	経	学	日	経	学	日	経	学	
	日	経	学	日	経	学	日	経	学	
	日	経	学	日	経	学	日	経	学	
	日	経	学	日	経	学	日	経	学	
	日	経	学	日	経	学	日	経	学	
	日	経	学	日	経	学	日	経	学	
関連教育科目	簿	記	原	理	計	学	会	法	政	
	記	原	理	計	学	会	法	政	政	
	原	理	計	学	会	法	政	政	政	
	理	計	学	会	法	政	政	政	政	
	計	学	会	法	政	政	政	政	政	
	学	会	法	政	政	政	政	政	政	
	会	法	政	政	政	政	政	政	政	
	法	政	政	政	政	政	政	政	政	
	政	政	政	政	政	政	政	政	政	
	政	政	政	政	政	政	政	政	政	
他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目 他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目										

(注) [ ]内は今年度休講。



《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	} 計20単位以上	}	}	
		社会科学…………… 4 単位以上				
		自然科学…………… 6 単位以上				
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	} 計20単位以上	}	}	
		第2外国語……………				
		保健体育科目…………… 4 単位				
		単位互換科目……………				
(2)専門教育科目	必修科目	…………… 8 単位	} 計76単位以上	}	}	
		コース別選択必修科目 { 自コース選択必修科目(※1)…12単位以上 他コース選択必修科目(※2) }				20単位以上
		コース別選択科目 { 自コース選択科目(※1)…20単位以上 他コース選択科目(※2)(注3) }				48単位以上
		ゼミナール……………				
		選択科目……………				
(3)自由履修単位	共通教育科目……………	} 計20単位以上	}	}	}	
	専門教育科目……………					
	関連教育科目……………					

総計128単位以上

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。



《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上	}	総計128単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上			
	自然科学…………… 6 単位以上				
外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	計76単位以上	}		
	第2外国語……………				
保健体育科目…………… 4 単位	単位互換科目……………				
(2)専門教育科目	必修科目…………… 8 単位	20単位以上	}		
	コース別選択必修科目 { 自コース選択必修科目(※1)…12単位以上 他コース選択必修科目(※2)				
	コース別選択科目 { 自コース選択科目(※1)…20単位以上 他コース選択科目(※2)(注3)	48単位以上			
	ゼミナール 選択科目……………				
(3)自由履修単位	共通教育科目……………	計20単位以上	}		
	専門教育科目……………				
	関連教育科目……………				

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》（学科履修規程 第4条 別表）

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次								
		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		
		学	単	学	単	学	単	学	単	
共通教育科目	総合教養科目	哲倫理学A 2		哲倫理学B 2		論宗東日西芸学A 2		論宗東日西芸学B 2		
		西洋史学A 2		西洋史学B 2		本洋文芸学A 2		本洋文芸学B 2		
		アジアの地理学A 2		アジアの文化学A 2		本洋文芸学A 2		本洋文芸学B 2		
	社会科学	法政商教地文 学A 2		法経社教育の原理 学A 2		日経社地心 学A 2		政商教地文 学A 2		
	自然科学	数物新自然 学A 2		基礎自然界の化学 学A 2		統計生活とマクロの生物学 学A 2		物理圏自然 学A 2		
	総合系科目	文化と教育 学A 2		現代を生きる 学A 2		国際化と日本 学A 2		〔科学・技術・情報と社会〕 学A 2		
	学修基盤科目	〔福大生のためのキャリアデザイン〕 学A 2		〔アカデミックスキルズゼミI〕 学A 2		〔アカデミックスキルズゼミII〕 学A 2		〔福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか〕 学A 2		
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
	外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI 1		※インターメディアイト・イングリッシュI 1		アドバンスト・イングリッシュI 1			
			※フレッシュマン・イングリッシュII 1		※インターメディアイト・イングリッシュII 1		アドバンスト・イングリッシュII 1			
第2		〔ドイツ語I A〕 2		〔ドイツ語II A〕 2						
		〔フランス語I A〕 2		〔フランス語II A〕 2						
		〔中国語I A〕 2		〔中国語II A〕 2						
		〔ロシア語I A〕 2		〔ロシア語II A〕 2						
		〔スペイン語I A〕 2		〔スペイン語II A〕 2						
		〔朝鮮語I A〕 2		〔朝鮮語II A〕 2						
保健体育科目		※生涯スポーツ演習I 1		※生涯スポーツ論 1						
単位互換科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目								
専門教育科目	必修科目	※ミクロ経済学 4		※マクロ経済学 4						
		実践経済分析コース	△経済学史A 2		△経済学史B 2		メカニズムデザインA 2		〔数理経済学〕 4	
	応用経済学コース	△経済学数論 4		△経済学統計学 4		〔開発経済学〕 4		〔情報経済学〕 4		
		△厚生経済学 2		△厚生経済学 2		〔ミクロ経済学〕 4		〔管理経済学〕 2		
		△実務経済学 2		△実務経済学 2		〔ストックの経済学〕 2		〔生産要素論〕 2		
		△実務経済学 2		△実務経済学 2		〔環境経済学〕 4		〔企業組織論〕 2		
	社会経済学コース	△財政学 4		△財政学 4		計量経済学 4		最適化と制御論 2		
		△国際経済学 4		△国際経済学 4		国際マクロ経済学 4		土地財政論 4		
		△経済政策学 4		△経済政策学 4		証券市場論 4		地方財政論 4		
		△労働経済学 4		△労働経済学 4		〔国際マクロ経済学各論〕 2		国際金融論 4		
選択科目	ゼミナール	初年次演習 2		特別演習I 4		特別演習II 4		〔社会経済学各論〕 2		
		基礎演習A 2		基礎演習B 2		東西洋経済史 4		〔外書講読II A（英語）〕 4		
		経済学入門 4		情報社会と経済学 2		日本経済史 4		〔ドイツ語〕・〔フランス語〕・〔中国語〕・〔韓国語〕 2		
		日経経済思想史 2		経済学のための情報通信 2		社会思想 4		環境経済学各論 4		
	実践経済学コース	経済学入門 4		情報社会と経済学 2		〔地域研究A〕 2		環境経済学各論 4		
		日経経済思想史 2		経済学のための情報通信 2		〔地域研究B〕 2		労働経済学各論 2		
		経済学のための情報処理 2		情報ビジネス入門 2		〔比較経済学〕 4		労働経済学各論 4		
		ベンチャー起業論A 4		情報と産業 2		〔経済学各論〕 4		労働経済学各論 4		
		ベンチャー起業論B 4		海外研究者特別講義IA 2		〔国際経済学各論〕 4		国際金融論 4		
		ベンチャー起業論C 4		海外研究者特別講義IB 2		〔労働経済学各論〕 2		〔国際金融論〕 4		
社会経済学コース	〔ベンチャー起業論D〕 4		海外研究者特別講義IC 2		〔労働経済学各論〕 2		〔国際金融論〕 4			
	産業戦略論A 4		海外研究者特別講義ID 2		〔発展途上国経済学〕 4		〔社会経済学各論〕 2			
	産業戦略論B 4		英書講読II A 2		東西洋経済史 4		外書講読II B 4			
	産業戦略論C 4		英書講読II B 2		日本経済史 4		〔ドイツ語〕・〔フランス語〕・〔中国語〕・〔韓国語〕 2			
	〔産業戦略論D〕 4		〔インタナシヨナル〕 2		社会思想 4		環境経済学各論 4			
	英書講読I A 2		〔インタナシヨナル〕 2		〔地域研究A〕 2		労働経済学各論 2			
関連教育科目	他大学の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目 他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目	簿記原簿論I 4		会計学総論 2		〔債権総論〕 4		〔社会経済学各論〕 2		
		簿記原簿論II 2		通商経済学 2		労働法 4		〔外書講読II A（英語）〕 4		
		簿記原簿論III 2		保険論 2		企業引取法 2		〔ドイツ語〕・〔フランス語〕・〔中国語〕・〔韓国語〕 2		
		簿記原簿論IV 2		債権論 4		企業引取法 2		環境経済学各論 4		
		簿記原簿論V 2		概説 4		企業引取法 4		労働経済学各論 2		
		簿記原簿論VI 2		概説 2		企業引取法 4		労働経済学各論 4		
		簿記原簿論VII 2		概説 2		企業引取法 4		労働経済学各論 4		
		簿記原簿論VIII 2		概説 2		企業引取法 4		労働経済学各論 4		
		簿記原簿論IX 2		概説 2		企業引取法 4		労働経済学各論 4		
		簿記原簿論X 2		概説 2		企業引取法 4		労働経済学各論 4		

（注）〔 〕内は今年度休講。

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
		自然科学…………… 6 単位以上	
		総合系列科目 学修基盤科目	
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	8 単位以上
		第2外国語	
	保健体育科目…………… 4 単位		
	単位互換科目		
(2)専門教育科目	必修科目…………… 8 単位	20単位以上	計76単位以上
	コース別選択必修科目 { 自コース選択必修科目(※1)…12単位以上 他コース選択必修科目(※2)		
	コース別選択科目 { 自コース選択科目(※1)…20単位以上 他コース選択科目(※2)(注3)	48単位以上	
	ゼミナール		
	選択科目		
(3)自由履修単位	共通教育科目	計20単位以上	
	専門教育科目		
	関連教育科目		
			総計128単位以上

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》（学科履修規程 第4条 別表）

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次												
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位				
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学	学A	2	哲学	学B	2	論理	学A	2	論理	学B	2
			日本史	学A	2	日本史	学B	2	本教史通	学A	2	本教史通	学B	2
			東洋史	学A	2	東洋史	学B	2	本教史通	学A	2	本教史通	学B	2
	社会科学	法政	学A	2	法政	学B	2	日本国憲法	学A	2	法律学概論	学B	2	
		経済	学A	2	経済	学B	2	[政治学概論A]	学A	2	[政治学概論B]	学B	2	
		社会学	学A	2	社会学	学B	2	商教地文	学A	2	商教地文	学B	2	
	自然科学	数学	学A	2	基礎	学B	2	統計	学A	2	物理科学入門	学B	2	
		物理	学A	2	自然界と物質の化学	学B	2	生活と環境の化学	学A	2	地球科学入門	学B	2	
		新しい地球科学	学A	2	ミクロの生物科学	学B	2	マクロの生物科学	学A	2	自然科学入門	学B	2	
	総合科目	地球環境	学A	2	自然地理学(第3年次配当)	学B	2	国際化と日本	学A	2	[科学・技術・情報と社会]	学B	2	
学修科目	[文化と教育]	学A	2	[生命・健康と医療]	学B	2	現代を生きる	学A	2	(福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか)	学B	2		
		(福大生のためのキャリアデザイン)	学A	2	[アカデミックスキルズゼミI]	学B	2	[アカデミックスキルズゼミII]	学A	2	(福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか)	学B	2	
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI	1	※インターメディアイト・イングリッシュI	1	アドバンスト・イングリッシュI	1							
		※フレッシュマン・イングリッシュII	1	※インターメディアイト・イングリッシュII	1	アドバンスト・イングリッシュII	1							
	第2	[ドイツ語]	1A	2	[ドイツ語]	1A	2							
		[フランス語]	1A	2	[フランス語]	1A	2							
		[中国語]	1A	2	[中国語]	1A	2							
		[ロシア語]	1A	2	[ロシア語]	1A	2							
		[スペイン語]	1A	2	[スペイン語]	1A	2							
		[朝鮮語]	1A	2	[朝鮮語]	1A	2							
	保健体育科目	※生涯スポーツ演習I	1	※生涯スポーツ	1									
	単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目												
専門教育科目	必修科目	※ミクロ経済学	4	※マクロ経済学	4									
	コース別選択必修科目及び選択科目	実践経済分析コース	△経済学	2	△経済学	2	メカニズムデザイン	2	[数	4	理	4	経	4
			△経済学	2	△経済学	2	メカニズムデザイン	2	経	4	理	4	経	4
		応用経済学コース	△経済学	4	△経済学	4	[開発経済学]	4	[情	4	報	4	経	4
			△経済学	4	△経済学	4	ミクロ経済学	4	報	4	経	4	経	4
			△経済学	4	△経済学	4	[ストックの経済学]	4	経	4	理	4	論	4
			△経済学	4	△経済学	4	[環境経済学]	4	論	4	論	4	論	4
	社会経済学コース	△経済学	4	△経済学	4	[実証経済学]	4	産	4	業	4	組	4	
		△経済学	4	△経済学	4	[実務経済学]	4	織	4	織	4	論	4	
ゼミナール	初年次演習	△財	4	△財	4	[国際マ	4	日	4	本	4	財	4	
		△国	4	△国	4	際マ	4	租	4	税	4	政	4	
	ゼミナール	△経	4	△経	4	経	4	本	4	財	4	政	4	
		△経	4	△経	4	経	4	日	4	税	4	政	4	
		△経	4	△経	4	経	4	租	4	税	4	政	4	
		△経	4	△経	4	経	4	本	4	財	4	政	4	
ゼミナール	△社	4	△社	4	際マ	4	日	4	本	4	財	4		
	△社	4	△社	4	経	4	租	4	税	4	政	4		
関連教育科目	選択科目	簿記	2	会計学	2	[債	4	権	4	総	4	論	4	
		簿記	2	会計学	2	権	4	論	4	論	4	論	4	
		簿記	2	会計学	2	債	4	論	4	論	4	論	4	
		簿記	2	会計学	2	権	4	論	4	論	4	論	4	
		簿記	2	会計学	2	債	4	論	4	論	4	論	4	
		簿記	2	会計学	2	権	4	論	4	論	4	論	4	
		簿記	2	会計学	2	債	4	論	4	論	4	論	4	
		簿記	2	会計学	2	権	4	論	4	論	4	論	4	
		簿記	2	会計学	2	債	4	論	4	論	4	論	4	
		簿記	2	会計学	2	権	4	論	4	論	4	論	4	
他大学の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目														
他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目														

(注) [ ]内は今年度休講。

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上	}	総計128単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上			
	自然科学…………… 6 単位以上				
外国語科目	総合系列科目				
	学修基盤科目				
		第1外国語…………… 8 単位以上			
		第2外国語……………			
	保健体育科目…………… 4 単位				
	単位互換科目……………				
(2)専門教育科目	必修科目…………… 8 単位		計76単位以上	}	
	コース別選択必修科目	自コース選択必修科目(※1)…12単位以上 他コース選択必修科目(※2)			
	コース別選択科目	自コース選択科目(※1)…20単位以上 他コース選択科目(※2)(注3)	48単位以上		
	ゼミナール 選択科目……………				
(3)自由履修単位	共通教育科目……………		計20単位以上		
	専門教育科目……………				
	関連教育科目……………				

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース(産業経済学科「選択科目A類」を含む。)の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。(8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。)

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修  
△印は選択必修

Table with columns for course categories (General Education, Foreign Language, etc.), course names, and units. It details requirements for the first four years of study across various disciplines like Humanities, Social Sciences, and Natural Sciences.

(注) [ ]内は今年度休講。



《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上	
		社会科学…………… 4 単位以上		
		自然科学…………… 6 単位以上		
外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	総合系列科目	計128単位以上	
		第2外国語…………… 8 単位以上		
		保健体育科目…………… 4 単位		
		単位互換科目…………… 4 単位		
(2)専門教育科目	必修科目…………… 8 単位	選択科目A類	計66単位以上	
				1・2年次科目…………… 12単位以上
				3・4年次科目…………… 12単位以上
				ゼミナール
				選択科目B類
		経済学科が開講するコース別科目（注1）		
(3)自由履修単位	共通教育科目	専門教育科目…………… 計30単位以上		
				専門教育科目…………… 計30単位以上
				関連教育科目…………… 計30単位以上

※イメージ図

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数（計66単位以上）に含めることができる「経済学科が開講するコース別科目」の単位数は16単位を限度とする。（16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。）  
 2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修

		第1・2・3・4年次									
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	
共通教育	総合教養科目	人文科学	哲学A 2 倫理学A 2 日本文学A 2 西ア史A 2 人地学A 2 西ア文地学A 2	2	哲学B 2 倫理学B 2 日本文学B 2 西ア史B 2 人地学B 2 西ア文地学B 2	2	論理学A 2 宗東日西芸A 2 本洋文芸学A 2 本洋文芸学B 2	2	論理学B 2 宗東日西芸B 2 本洋文芸学B 2 本洋文芸学C 2	2	
		社会科学	法政学A 2 治学B 2 商学B 2 教地学B 2 文化人類学B 2	2	法経学B 2 経会学A 2 社会教育の原理・課程論A 2 教育の原理・課程論B 2 地文心学A 2	2	日本国憲法A 2 日経社地心学B 2 国憲法B 2 社会心理学A 2 社会心理学B 2	2	政治学A 2 政商教地文文化人類学A 2 政治学B 2 政治学C 2 政治学D 2	2	
		自然科学	数学A 2 物理の新しい世界観A 2 新しい地球科学A 2 自然科学と人間A 2	2	基礎数学A 2 自然界と物質の化学A 2 ミクロの生物科学A 2 自然地理学(第3年次配当)A 2	2	統計入門A 2 生活と環境の化学A 2 マクロの生物科学A 2	2	物理学入門A 2 地球科学入門A 2 物理学B 2 地球科学B 2	2	
		総合系科目 学修基盤科目	福岡大学で考える現代社会A 2 福大生のためのキャリアデザイン データサイエンス・AI入門A 2	2	アカデミックスキルズゼミⅠA 2	2	アカデミックスキルズゼミⅡA 2	2	福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶかA 2	2	
	外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠA 1 ※フレッシュマン・イングリッシュⅡA 1 ※フレッシュマン・イングリッシュⅢA 1 ※フレッシュマン・イングリッシュⅣA 1	1	※インターメディアイト・イングリッシュⅠA 1 ※インターメディアイト・イングリッシュⅡA 1 ※インターメディアイト・イングリッシュⅢA 1 ※インターメディアイト・イングリッシュⅣA 1 海外英語研修A 2	1	アドバンスト・イングリッシュⅠA 1 アドバンスト・イングリッシュⅡA 1	1			
		第2	〔ドイツ語ⅠA 2 ドイツ語ⅡA 2 フランス語ⅠA 2 フランス語ⅡA 2 中国語ⅠA 2 中国語ⅡA 2 ロシア語ⅠA 2 ロシア語ⅡA 2 スペイン語ⅠA 2 スペイン語ⅡA 2 スベイン語ⅠA 2 スベイン語ⅡA 2 朝鮮語ⅠA 2 朝鮮語ⅡA 2〕	2	〔ドイツ語ⅠA 2 ドイツ語ⅡA 2 フランス語ⅠA 2 フランス語ⅡA 2 中国語ⅠA 2 中国語ⅡA 2 ロシア語ⅠA 2 ロシア語ⅡA 2 スペイン語ⅠA 2 スペイン語ⅡA 2 スベイン語ⅠA 2 スベイン語ⅡA 2 朝鮮語ⅠA 2 朝鮮語ⅡA 2〕	2					
		保健体育科目	※生涯スポーツ演習ⅠA 1 ※生涯スポーツ演習ⅡA 1	1	※生涯スポーツ理論A 2	2					
		単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目								
		必修科目	※情報技術入門A 2 ※基礎数理入門A 2 ※ミクロ経済学A 2	2							
		選択科目A類	ベンチャー起業論A 4 ベンチャー起業論B 4 〔ベンチャー起業論C〕A 4 〔ベンチャー起業論D〕A 4 産業戦略論A 4 産業戦略論B 4 〔産業戦略論C〕A 4 〔産業戦略論D〕A 4 地域イノベーション入門A 2 地域イノベーション演習A 2 地域イノベーション演習B 2 地域イノベーション演習C 2 地域イノベーション演習D 2 〔地域イノベーション演習E〕A 2 〔地域イノベーション演習F〕A 2 地域イノベーション演習G 2	4	マクロ経済学A 4 起業戦略論A 2 起業戦略論B 2 情報戦略論A 2 意思決定理論A 2 産業戦略論A 2 コーポレートファイナンスA 2 実践ビジネス英語B 4 実践ビジネス英語C 4 経済学のための解析入門A 2 経済学のための線形代数入門A 2 統計学入門A 2 統計学入門B 2 データサイエンスA 2 データサイエンスB 2 社会調査入門A 2 情報ビジネス入門A 2 インターネットビジネスA 2 フィールド研究A 2 フィールド研究B 2 フィールド研究C 2 フィールド研究D 2 情報システム演習A 2 情報システム演習B 2	4	産業組織論A 2 産業組織論B 2 戦略的経済学A 2 九州経済論A 2 九州経済論B 2 人間関係論A 2 人間関係論B 2 ゲーム理論A 2 ゲーム理論B 2 ベンチャーワークショップA 2 ベンチャーワークショップB 2	2	地域分析論A 2 地域分析論B 2 地域政策論A 2 地域政策論B 2 社会調査論A 2 社会調査論B 2 モデラ解析論A 2 モデラ解析論B 2 社会情報学A 2 社会情報学B 2 プロジェクト研究A 4	2	
ゼミナール	初年次演習A 2	2	基礎演習ⅠA 2 基礎演習ⅡA 2	2	演習A 2 演習B 2 演習C 2 演習D 2 演習E 2 演習F 2 演習G 2 演習H 2 演習I 2 演習J 2 演習K 2 演習L 2 演習M 2 演習N 2 演習O 2 演習P 2 演習Q 2 演習R 2 演習S 2 演習T 2 演習U 2 演習V 2 演習W 2 演習X 2 演習Y 2 演習Z 2	2					
選択科目B類	経済学入門A 4 日本経済思想史A 2 日本経済思想史B 2 日本経済思想史C 2 日本経済思想史D 2 日本経済思想史E 2 日本経済思想史F 2 日本経済思想史G 2 日本経済思想史H 2 日本経済思想史I 2 日本経済思想史J 2 日本経済思想史K 2 日本経済思想史L 2 日本経済思想史M 2 日本経済思想史N 2 日本経済思想史O 2 日本経済思想史P 2 日本経済思想史Q 2 日本経済思想史R 2 日本経済思想史S 2 日本経済思想史T 2 日本経済思想史U 2 日本経済思想史V 2 日本経済思想史W 2 日本経済思想史X 2 日本経済思想史Y 2 日本経済思想史Z 2	4	特別演習ⅠA 4 特別演習ⅡA 2 特別演習ⅢA 2 特別演習ⅣA 2 特別演習ⅤA 2 特別演習ⅥA 2 特別演習ⅦA 2 特別演習ⅧA 2 特別演習ⅧB 2 特別演習ⅧC 2 特別演習ⅧD 2 特別演習ⅧE 2 特別演習ⅧF 2 特別演習ⅧG 2 特別演習ⅧH 2 特別演習ⅧI 2 特別演習ⅧJ 2 特別演習ⅧK 2 特別演習ⅧL 2 特別演習ⅧM 2 特別演習ⅧN 2 特別演習ⅧO 2 特別演習ⅧP 2 特別演習ⅧQ 2 特別演習ⅧR 2 特別演習ⅧS 2 特別演習ⅧT 2 特別演習ⅧU 2 特別演習ⅧV 2 特別演習ⅧW 2 特別演習ⅧX 2 特別演習ⅧY 2 特別演習ⅧZ 2	4	時事経済論A 2 時事経済論B 2 時事経済論C 2 時事経済論D 2 時事経済論E 2 時事経済論F 2 時事経済論G 2 時事経済論H 2 時事経済論I 2 時事経済論J 2 時事経済論K 2 時事経済論L 2 時事経済論M 2 時事経済論N 2 時事経済論O 2 時事経済論P 2 時事経済論Q 2 時事経済論R 2 時事経済論S 2 時事経済論T 2 時事経済論U 2 時事経済論V 2 時事経済論W 2 時事経済論X 2 時事経済論Y 2 時事経済論Z 2	4	プロジェクト研究(第4年次配当)A 4	4			
関連教育科目	簿記原簿論A 4 簿記原簿論B 4 簿記原簿論C 4 簿記原簿論D 4 簿記原簿論E 4 簿記原簿論F 4 簿記原簿論G 4 簿記原簿論H 4 簿記原簿論I 4 簿記原簿論J 4 簿記原簿論K 4 簿記原簿論L 4 簿記原簿論M 4 簿記原簿論N 4 簿記原簿論O 4 簿記原簿論P 4 簿記原簿論Q 4 簿記原簿論R 4 簿記原簿論S 4 簿記原簿論T 4 簿記原簿論U 4 簿記原簿論V 4 簿記原簿論W 4 簿記原簿論X 4 簿記原簿論Y 4 簿記原簿論Z 4	4	会計学総論A 2 会計学総論B 2 会計学総論C 2 会計学総論D 2 会計学総論E 2 会計学総論F 2 会計学総論G 2 会計学総論H 2 会計学総論I 2 会計学総論J 2 会計学総論K 2 会計学総論L 2 会計学総論M 2 会計学総論N 2 会計学総論O 2 会計学総論P 2 会計学総論Q 2 会計学総論R 2 会計学総論S 2 会計学総論T 2 会計学総論U 2 会計学総論V 2 会計学総論W 2 会計学総論X 2 会計学総論Y 2 会計学総論Z 2	2	債権法ⅢA 2 債権法ⅢB 2 債権法ⅢC 2 債権法ⅢD 2 債権法ⅢE 2 債権法ⅢF 2 債権法ⅢG 2 債権法ⅢH 2 債権法ⅢI 2 債権法ⅢJ 2 債権法ⅢK 2 債権法ⅢL 2 債権法ⅢM 2 債権法ⅢN 2 債権法ⅢO 2 債権法ⅢP 2 債権法ⅢQ 2 債権法ⅢR 2 債権法ⅢS 2 債権法ⅢT 2 債権法ⅢU 2 債権法ⅢV 2 債権法ⅢW 2 債権法ⅢX 2 債権法ⅢY 2 債権法ⅢZ 2	2					
他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目 他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目											

(注)〔 〕内は今年度休講。

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
		自然科学…………… 6 単位以上	
		総合系列科目	
		学修基盤科目	
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	8 単位以上
		第2外国語	
		保健体育科目…………… 4 単位	
		単位互換科目	
総計128単位以上			
(2)専門教育科目	必修科目…………… 8 単位	計66単位以上	
	選択科目A類		1・2年次科目……………12単位以上
			3・4年次科目……………12単位以上
	ゼミナール		
	選択科目B類		
	経済学科が開講するコース別科目（注1）		
(3)自由履修単位	共通教育科目	計30単位以上	
	専門教育科目		
	関連教育科目		

※イメージ図

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数（計66単位以上）に含めることができる「経済学科が開講するコース別科目」の単位数は16単位を限度とする。（16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。）  
 2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修

		第1・2・3・4年次								
		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		
		学A	学B	学A	学B	学A	学B	学A	学B	
共通教育科目	総合教養科目	哲倫日西ア人西文	理本洋の文	哲倫日西ア芸	理本洋の文	論宗東日西芸	理教洋文	論宗東日西本	理教洋文	
		学A	学B	学A	学B	学A	学B	学A	学B	
		2	2	2	2	2	2	2	2	
		2	2	2	2	2	2	2	2	
	社会科学	法政商教地文	治育誌	法経社教育の心	済会教育の原理	日経社地心	本国憲法	済会理学	政治商教地文	治育誌
		学A	学B	学A	学B	学A	学B	学A	学B	
	自然科学	数物新自然	理の地球と人間	基礎自然界と物質の化学	数学ミクロの生物学	基礎自然界と物質の化学	統計生活とマクロの生物学	入門環境の生物学	物理地球自	科学自然
		学A	学B	学A	学B	学A	学B	学A	学B	
	総合系科目	福岡大学で考える現代社会								
	学修基盤科目	(福大生のためのキャリアデザイン) [データサイエンス・AI入門]			アカデミックスキルズゼミⅠ		アカデミックスキルズゼミⅡ		(福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか)	
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディアイト・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1			
		※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディアイト・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1			
		※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターメディアイト・イングリッシュⅢ	1					
		※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターメディアイト・イングリッシュⅣ	1					
	第2	[ドイ ツ 語 I A]	2	ドイ ツ 語 II A	2					
		[ドイ ツ 語 I B]	2	ドイ ツ 語 II B	2					
		[フ ラ ンス 語 I A]	2	フ ラ ンス 語 II A	2					
		[フ ラ ンス 語 I B]	2	フ ラ ンス 語 II B	2					
		[中 国 語 I A]	2	中 国 語 II A	2					
		[中 国 語 I B]	2	中 国 語 II B	2					
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ演習Ⅱ	1						
	※生涯スポーツ演習Ⅱ	1								
単位互換科目		他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目								
専門教育科目	必修科目	※情報技術入門	2							
		※基礎数理経済	4							
	選択科目A類	ベンチャー起業論A	4	マクロ経済学	4	産業組織論A	2	地域分析論A	2	
		ベンチャー起業論B	4	起業戦略論A	2	産業組織論B	2	地域分析論B	2	
		[ベンチャー起業論C]	4	起業戦略論B	2	戦略の経済学A	2	地域分析論C	2	
		[ベンチャー起業論D]	4	情報戦略論A	2	九州の経済学B	2	地域分析論D	2	
		産業戦略論A	4	意思決定理論A	2	九州の経済学C	2	地域分析論E	2	
		産業戦略論B	4	意思決定理論B	2	九州の経済学D	2	地域分析論F	2	
		[産業戦略論C]	4	[コポレートファイナンスA]	2	九州の経済学E	2	地域分析論G	2	
		[産業戦略論D]	4	コポレートファイナンスB	2	九州の経済学F	2	地域分析論H	2	
地域イノベーション入門		2	実践ビジネス英語A	4	九州の経済学G	2	地域分析論I	2		
地域イノベーション演習A		2	実践ビジネス英語B	4	九州の経済学H	2	地域分析論J	2		
地域イノベーション演習B		2	(経済学のための解析入門)	2	九州の経済学I	2	地域分析論K	2		
地域イノベーション演習C		2	統計学入門A	2	九州の経済学J	2	地域分析論L	2		
地域イノベーション演習D		2	統計学入門B	2	九州の経済学K	2	地域分析論M	2		
地域イノベーション演習E		2	データサイエンスA	2	九州の経済学L	2	地域分析論N	2		
地域イノベーション演習F	2	データサイエンスB	2	九州の経済学M	2	地域分析論O	2			
地域イノベーション演習G	2	[社会調査入門]	2	九州の経済学N	2	地域分析論P	2			
ゼミナール	初年次演習	2	基礎演習Ⅰ	2	演習A	2				
			基礎演習Ⅱ	2	演習B	2				
					演習および論文	4				
							プロジェクト研究(第4年次配当)	4		
	選択科目B類	経済学入門A	4	特別演習Ⅰ	4	時事経済論A	2			
		日本経済論A	2	英書講読ⅡB	2	時事経済論B	2			
		日本経済論B	2	情報社会と経済A	2	経済学ワークショップA	2			
		日本経済論C	2	情報社会と経済B	2	経済学ワークショップB	2			
		日本経済論D	2	情報社会と経済C	2	経済学ワークショップC	2			
		日本経済論E	2	海外研究者特別講義ⅠA	2	経済学ワークショップD	2			
日本経済論F		2	海外研究者特別講義ⅠB	2	経済学ワークショップE	2				
日本経済論G		2	海外研究者特別講義ⅠC	2	経済学ワークショップF	2				
日本経済論H		2	海外研究者特別講義ⅠD	2	経済学ワークショップG	2				
日本経済論I		2	海外研究者特別講義ⅡA	2	経済学ジョイントコースA	2				
日本経済論J		2	海外研究者特別講義ⅡB	2	経済学ジョイントコースB	2				
日本経済論K		2	海外研究者特別講義ⅡC	2	海外研究者特別講義ⅡD	2				
日本経済論L		2	海外研究者特別講義ⅡE	2	海外研究者特別講義ⅡF	2				
日本経済論M		2	海外研究者特別講義ⅡG	2	海外研究者特別講義ⅡH	2				
関連教育科目	簿記原簿	4	会計学総論	2	債権法Ⅲ	4				
	経営学入門	2	財務会計入門	2	債権法Ⅰ	4				
	憲法Ⅰ	2	通商経済論	2	債権法Ⅱ	4				
	憲法Ⅱ	2	交通経済論	2	債権法Ⅲ	4				
	民法入門	2	保険債権論	2	債権法Ⅳ	4				
	民法Ⅰ	2	債権論	2	債権法Ⅴ	4				
	民法Ⅱ	2	債権論Ⅱ	2	債権法Ⅵ	4				
	民法Ⅲ	2	債権論Ⅲ	2	債権法Ⅶ	4				
	民法Ⅳ	2	債権論Ⅳ	2	債権法Ⅷ	4				
	民法Ⅴ	2	債権論Ⅴ	2	債権法Ⅷ	4				
他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目		他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目								

(注) [ ]内は今年度休講。

《卒業要件》

(1) 共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
		自然科学…………… 6 単位以上	
		総合系列科目	
		学修基盤科目	
(1) 共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	8 単位以上
		第2外国語……………	
		保健体育科目…………… 4 単位	
		単位互換科目……………	
			総計128単位以上
(2) 専門教育科目	必修科目…………… 8 単位	計66単位以上	
	選択科目A類		1・2年次科目……………12単位以上
			3・4年次科目……………12単位以上
	ゼミナール……………		
	選択科目B類……………		
	経済学科が開講するコース別科目（注1）……………		
(3) 自由履修単位	共通教育科目……………	計30単位以上	
	専門教育科目……………		
	関連教育科目……………		

※イメージ図

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数（計66単位以上）に含めることができる「経済学科が開講するコース別科目」の単位数は16単位を限度とする。（16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。）  
 2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》（学科履修規程 第4条 別表）

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目	
		学A	学B	学A	学B	学A	学B	学A	学B
共通教育科目	総合教養科目	哲倫日西ア人	理本洋の文	哲倫日西ア芸	理本洋の文	論宗東日西芸	理教洋文	論宗東日西本	理教洋文
		学A	学B	学A	学B	学A	学B	学A	学B
		2	2	2	2	2	2	2	2
		2	2	2	2	2	2	2	2
	社会科学	法政商教地文	治学育誌	法経社教育の原理	済会学A	日経社地心	日本憲法	政商教地文	治学育誌
		学A	学B	学A	学B	学A	学B	学A	学B
		2	2	2	2	2	2	2	2
		2	2	2	2	2	2	2	2
	自然科学	数物新自然	理の地球と人	基礎数自然	界物質の化学	統計入門	生活環境の化学	物理科学入門	自然科学入門
		学A	学B	学A	学B	学A	学B	学A	学B
総合系列科目	地学	環境と文化	生命・健康と医療	現代を生きる	国際化と日本	アカデミックス	国際化と日本	アカデミックス	
	学A	学B	学A	学B	学A	学B	学A	学B	
外国語科目	第1	※フレッシュマン	※インターメディア	※フレッシュマン	※インターメディア	アドバンスト	アドバンスト	アドバンスト	アドバンスト
		学A	学B	学A	学B	学A	学B	学A	学B
	第2	ドイ	ツ語	ドイ	ツ語	イ	ツ語	イ	ツ語
		ラ	ンス	ラ	ンス	州	州	州	州
		中	国	中	国	中	中	中	中
		ロ	シ	ロ	シ	ス	ス	ス	ス
		ス	ベ	ス	ベ	朝	朝	朝	朝
		朝	鮮	朝	鮮	朝	朝	朝	朝
		ス	ベ	ス	ベ	朝	朝	朝	朝
		朝	鮮	朝	鮮	朝	朝	朝	朝
保健体育科目	※生涯スポーツ	※生涯スポーツ	※生涯スポーツ	※生涯スポーツ	※生涯スポーツ	※生涯スポーツ	※生涯スポーツ	※生涯スポーツ	
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目								
専門教育科目	必修科目	※情報技術入門	※基礎数理	※情報技術入門	※基礎数理	※情報技術入門	※基礎数理	※情報技術入門	※基礎数理
		学A	学B	学A	学B	学A	学B	学A	学B
	選択科目A類	ベンチャー	起業論	マクロ	経済学	産業	組織論	回遊地域	イノベーション
		学A	学B	学A	学B	学A	学B	学A	学B
		4	4	4	4	4	4	4	4
		4	4	4	4	4	4	4	4
		4	4	4	4	4	4	4	4
		4	4	4	4	4	4	4	4
		4	4	4	4	4	4	4	4
		4	4	4	4	4	4	4	4
ゼミナール	初年次	演習	基礎	演習	演習	演習	演習	演習	
選択科目B類	経日	学入	特別	演習	特別	演習	特別	演習	
	学A	学B	学A	学B	学A	学B	学A	学B	
	4	4	4	4	4	4	4	4	
	2	2	2	2	2	2	2	2	
	2	2	2	2	2	2	2	2	
	2	2	2	2	2	2	2	2	
	2	2	2	2	2	2	2	2	
	2	2	2	2	2	2	2	2	
関連教育科目	簿記	原	理	会	計	学	総	論	債
		学A	学B	学A	学B	学A	学B	学A	学B
	4	4	4	4	4	4	4	4	
	2	2	2	2	2	2	2	2	
	2	2	2	2	2	2	2	2	
	2	2	2	2	2	2	2	2	
	2	2	2	2	2	2	2	2	
	2	2	2	2	2	2	2	2	
	2	2	2	2	2	2	2	2	
	2	2	2	2	2	2	2	2	
他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目 他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目									

(注) [ ] 内は今年度休講。

《卒業要件》

(1) 共通教育科目	{	総合教養科目 { <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td>人文科学……………</td> <td>4 単位以上</td> </tr> <tr> <td>社会科学……………</td> <td>4 単位以上</td> </tr> <tr> <td>自然科学……………</td> <td>6 単位以上</td> </tr> <tr> <td>総合系列科目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学修基盤科目</td> <td></td> </tr> </table>	人文科学……………	4 単位以上	社会科学……………	4 単位以上	自然科学……………	6 単位以上	総合系列科目		学修基盤科目		} 計20単位以上
		人文科学……………	4 単位以上										
		社会科学……………	4 単位以上										
自然科学……………	6 単位以上												
総合系列科目													
学修基盤科目													
外国語科目 { <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td>第1外国語……………</td> <td>8 単位以上</td> </tr> <tr> <td>第2外国語……………</td> <td></td> </tr> </table>	第1外国語……………	8 単位以上	第2外国語……………		} 8 単位以上								
第1外国語……………	8 単位以上												
第2外国語……………													
保健体育科目…………… 4 単位 単位互換科目	} 4 単位												
			} 総計128単位以上										
(2) 専門教育科目	{	必修科目……………12単位	} 計66単位以上										
		選択科目A類 { <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td>1・2年次科目……………</td> <td>12単位以上</td> </tr> <tr> <td>3・4年次科目……………</td> <td>12単位以上</td> </tr> </table>		1・2年次科目……………	12単位以上	3・4年次科目……………	12単位以上						
		1・2年次科目……………		12単位以上									
		3・4年次科目……………		12単位以上									
		ゼミナール											
選択科目B類													
経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)													
(3) 自由履修単位	{	共通教育科目	} 計30単位以上										
		専門教育科目											
		関連教育科目											

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数(計66単位以上)に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。(16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。)
2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目	
		学A	学B	学A	学B	学A	学B	学A	学B
共通教育科目	総合教養科目	哲倫理学A	哲倫理学B	論宗東日西芸	論宗東日西芸	論宗東日西芸	論宗東日西芸	論宗東日西芸	論宗東日西芸
		西洋史A	西洋史B	本洋文	本洋文	本洋文	本洋文	本洋文	本洋文
		西アジアの地理学A	西アジアの地理学B	本洋文	本洋文	本洋文	本洋文	本洋文	本洋文
	社会科学	法政治学A	法政治学B	日経社地心	日経社地心	日経社地心	日経社地心	日経社地心	日経社地心
		法政商教地文育誌学B	法政商教地文育誌学B	日経社地心	日経社地心	日経社地心	日経社地心	日経社地心	日経社地心
		文化人類学B	文化人類学B	日経社地心	日経社地心	日経社地心	日経社地心	日経社地心	日経社地心
	自然科学	数物理の地球科学A	数物理の地球科学B	統計入門	統計入門	統計入門	統計入門	統計入門	統計入門
		新しい地球科学A	新しい地球科学B	生活と環境の化学	生活と環境の化学	生活と環境の化学	生活と環境の化学	生活と環境の化学	生活と環境の化学
		自然科学と人間	自然科学と人間	マクロ生物学	マクロ生物学	マクロ生物学	マクロ生物学	マクロ生物学	マクロ生物学
	総合系列科目	地球環境学	地球環境学	国際化と日本	国際化と日本	国際化と日本	国際化と日本	国際化と日本	国際化と日本
学修基盤科目	[文化と教育]	[文化と教育]	[アカデミックスキルズゼミI]	[アカデミックスキルズゼミI]	[アカデミックスキルズゼミII]	[アカデミックスキルズゼミII]	[アカデミックスキルズゼミIII]	[アカデミックスキルズゼミIII]	
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI	1	※インターメディアイト・イングリッシュI	1	アドバンスト・イングリッシュI	1	アドバンスト・イングリッシュII	1
		※フレッシュマン・イングリッシュII	1	※インターメディアイト・イングリッシュII	1	アドバンスト・イングリッシュII	1		
	第2	[ドイツ語I]	2	[ドイツ語II]	2	[フランス語I]	2	[フランス語II]	2
		[フランス語I]	2	[フランス語II]	2	[中国語I]	2	[中国語II]	2
		[中国語I]	2	[中国語II]	2	[ロシア語I]	2	[ロシア語II]	2
		[ロシア語I]	2	[ロシア語II]	2	[スペイン語I]	2	[スペイン語II]	2
		[スペイン語I]	2	[スペイン語II]	2	[朝鮮語I]	2	[朝鮮語II]	2
		[朝鮮語I]	2	[朝鮮語II]	2				
		※生涯スポーツ演習I	1	※生涯スポーツ論	2				
		※生涯スポーツ演習II	1						
単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目								
専門教育科目	必修科目	※情報技術入門	2	※マクロ経済学	4				
		※基礎数理	2						
	選択科目A類	ベンチャー起業論A	4	産業ケーススタディA	4	産業組織論A	2	[回遊地域イノベーション論A]	2
		ベンチャー起業論B	4	産業ケーススタディB	4	産業組織論B	2	[回遊地域イノベーション論B]	2
		ベンチャー起業論C	4	[産業ケーススタディC]	4	[戦略的経済学A]	2	地域分析論A	2
		ベンチャー起業論D	4	[産業ケーススタディD]	4	戦略的経済学B	2	地域分析論B	2
		産業戦略論A	4	[ベンチャー・インターシップA]	2	九州経済論A	2	地域政策論A	2
		産業戦略論B	4	[ベンチャー・インターシップB]	2	九州経済論B	2	地域政策論B	2
		産業戦略論C	4	[ベンチャー・インターシップC]	2	人間関係論A	2	社会調査論A	2
		産業戦略論D	4	[ベンチャー・インターシップD]	2	人間関係論B	2	社会調査論B	2
産業経済入門		2	起業戦略論A	2	ゲーム理論A	2	社会モデル解析論A	2	
地域イノベーション入門		2	起業戦略論B	2	ゲーム理論B	2	社会モデル解析論B	2	
地域イノベーション演習A		2	情報と産業A	2	ベンチャーワークショップA	2	情報ビジネス論A	2	
地域イノベーション演習B		2	意思決定理論A	2	[ベンチャーワークショップB]	2	情報ビジネス論B	2	
地域イノベーション演習C		2	意思決定理論B	2					
地域イノベーション演習D		2	[企業システム論A]	2					
地域イノベーション演習E		2	[企業システム論B]	2					
地域イノベーション演習F		2	[コーポレートファイナンスA]	2					
地域イノベーション演習G		2	コーポレートファイナンスB	2					
地域イノベーション演習H		2	実践ビジネス英語A	4					
ゼミナール	初年次演習	基礎演習I	2	基礎演習II	2	演習A	2		
						演習B	2		
	選択科目B類	経済学入門	4	特別演習I	4	演習および論文	4	プロジェクト研究	4
		日本経済論A	2	特別演習II	4			(第4年次配当)	
		日本経済論B	2	特英書講読II	2	時事経済論	2		
		経済思想史A	2	情報社会と経済A	2	経済学ワークショップA	2		
		経済思想史B	2	情報社会と経済B	2	経済学ワークショップB	2		
		情報社会と情報倫理I	2	海外研究者特別講義IA	2	経済学ワークショップC	2		
		情報社会と情報倫理II	2	海外研究者特別講義IB	2	経済学ワークショップD	2		
		英書講読I	2	[海外研究者特別講義IC]	2	経済学ワークショップE	2		
英書講読II	2	[海外研究者特別講義ID]	2	経済学ワークショップF	2				
		[インターンシップA]	2	経済学ジョイントコースA	2				
		[インターンシップB]	2	経済学ジョイントコースB	2				
		[インターンシップC]	2	海外研究者特別講義IIA	2				
		[インターンシップD]	2	[海外研究者特別講義IIB]	2				
		概説日本国史	2	東洋経済史	4				
		概説外国史	2	西洋経済史	4				
		概説政治学	2						
		概説社会学	2						
関連教育科目		簿記原簿	4	会計学総論	2	債権法III	2		
		経営学総論	2	財務学入門	2	債権法I	4		
		憲法II	2	交通経済学	2	労働法I	4		
		民法II	2	保険論	2	労働法II	2		
		民法III	2	債権法I	2	労働法III	2		
		民法IV	2	債権法II	2	労働法IV	2		
		民法V	2	債権法III	2	労働法V	2		
		民法VI	2	債権法IV	2	労働法VI	2		
		民法VII	2	債権法V	2	労働法VII	2		
		民法VIII	2	債権法VI	2	労働法VIII	2		
		概説哲学	2	知的財産法	4				
他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目 他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目									

(注) [ ]内は今年度休講。



《卒業要件》

(1) 共通教育科目	{	総合教養科目 { <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td>人文科学……………</td> <td>4 単位以上</td> </tr> <tr> <td>社会科学……………</td> <td>4 単位以上</td> </tr> <tr> <td>自然科学……………</td> <td>6 単位以上</td> </tr> <tr> <td>総合系列科目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学修基盤科目</td> <td></td> </tr> </table>	人文科学……………	4 単位以上	社会科学……………	4 単位以上	自然科学……………	6 単位以上	総合系列科目		学修基盤科目		} 計20単位以上
		人文科学……………	4 単位以上										
		社会科学……………	4 単位以上										
自然科学……………	6 単位以上												
総合系列科目													
学修基盤科目													
外国語科目 { <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td>第1外国語……………</td> <td>8 単位以上</td> </tr> <tr> <td>第2外国語……………</td> <td></td> </tr> </table>	第1外国語……………	8 単位以上	第2外国語……………		} 8 単位以上								
第1外国語……………	8 単位以上												
第2外国語……………													
保健体育科目…………… 4 単位 単位互換科目	} 4 単位												
} 総計128単位以上													
(2) 専門教育科目	{	必修科目……………12単位	} 計66単位以上										
		選択科目A類 { <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td>1・2年次科目……………</td> <td>12単位以上</td> </tr> <tr> <td>3・4年次科目……………</td> <td>12単位以上</td> </tr> </table>		1・2年次科目……………	12単位以上	3・4年次科目……………	12単位以上						
		1・2年次科目……………		12単位以上									
		3・4年次科目……………		12単位以上									
		ゼミナール											
選択科目B類													
経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)													
(3) 自由履修単位	{	共通教育科目	} 計30単位以上										
		専門教育科目											
		関連教育科目											

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数(計66単位以上)に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。(16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。)
2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》 (学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次																				
		授業科目				授業科目				授業科目				授業科目								
		学A	学B	学C	学D	学A	学B	学C	学D	学A	学B	学C	学D	学A	学B	学C	学D					
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学A	2	2	哲学B	2	2	論理学A	2	2	論理学B	2	2	論理学C	2	2	論理学D	2	2		
		社会科学	法政学A	2	2	法政学B	2	2	日経本憲法	2	2	政商治学	2	2	政商治学	2	2	政商治学	2	2		
		自然科学	数物理A	2	2	数物理B	2	2	統計入門	2	2	物理科学入門	2	2	物理科学入門	2	2	物理科学入門	2	2		
	総合系列科目	総合科目	地学A	2	2	基礎数学	2	2	生活と環境	2	2	国際化と日本	2	2	国際化と日本	2	2	国際化と日本	2	2		
		学修基盤科目	[文化と教育]	2	2	[生命・健康と医療]	2	2	[アカデミックス]	2	2	[アカデミックス]	2	2	[アカデミックス]	2	2	[アカデミックス]	2	2		
			[福大生のためのキャリアデザイン]	2	2	[現代を生きる]	2	2														
	外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI	1	1	※インターメディアイト・イングリッシュI	1	1	アドバンスト・イングリッシュI	1	1											
		第2	[ドイツ語I]	2	2	[フランス語I]	2	2	[中国語I]	2	2											
	保健体育科目		※生涯スポーツ演習I	1	1	※生涯スポーツ論	2	2														
	単位互換科目		他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目																			
	専門教育科目	必修科目	※情報技術入門	2	2	※マクロ経済学	4	4														
			※基礎数理	4	4																	
選択科目A類		ベンチャー起業論A	4	4	産業ケーススタディA	4	4	産業組織論A	2	2	[回遊地域イノベーション論A]	2	2	[回遊地域イノベーション論B]	2	2	[地域分析論A]	2	2	[地域分析論B]	2	2
		ベンチャー起業論B	4	4	産業ケーススタディB	4	4	[戦略の経済学A]	2	2	九州経済論A	2	2	九州経済論B	2	2	社会調査論A	2	2	社会調査論B	2	2
		ベンチャー起業論C	4	4	[産業ケーススタディC]	4	4	戦略の経済学B	2	2	人間関係論A	2	2	人間関係論B	2	2	ゲーム理論A	2	2	ゲーム理論B	2	2
		産業戦略論A	4	4	[ベンチャーインターンシップA]	2	2	九州経済論B	2	2	ベンチャーワークショップA	2	2	ベンチャーワークショップB	2	2	情報ビジネス論A	2	2	情報ビジネス論B	2	2
		産業戦略論B	4	4	[ベンチャーインターンシップB]	2	2	人間関係論B	2	2												
		産業戦略論C	4	4	[ベンチャーインターンシップC]	2	2	ゲーム理論B	2	2												
		[産業経済入門]	2	2	起業戦略論A	2	2															
		地域イノベーション入門	2	2	起業戦略論B	2	2															
		地域イノベーション演習A	2	2	起業戦略論C	2	2															
		地域イノベーション演習B	2	2	情報と産業	2	2															
地域イノベーション演習C		2	2	意思決定理論A	2	2																
地域イノベーション演習D	2	2	意思決定理論B	2	2																	
地域イノベーション演習E	2	2	[企業システム論A]	2	2																	
地域イノベーション演習F	2	2	[企業システム論B]	2	2																	
地域イノベーション演習G	2	2	[コーポレートファイナンスA]	2	2																	
地域イノベーション演習H	2	2	コーポレートファイナンスB	2	2																	
ゼミナール	初年次演習	2	2	基礎演習I	2	2	演習A	2	2													
選択科目B類	経済学入門	4	4	特別演習I	4	4	演習および論文	4	4	プロジェクト研究	4	4	プロジェクト研究	4	4							
	日本経済論A	2	2	特英書講読II	2	2	時事経済論	2	2													
	日本経済思想史A	2	2	情報社会と経済A	2	2	経済学ワークショップA	2	2													
	日本経済思想史B	2	2	情報社会と経済B	2	2	経済学ワークショップB	2	2													
	情報社会と情報倫理I	2	2	海外研究者特別講義IA	2	2	経済学ワークショップC	2	2													
	情報社会と情報倫理II	2	2	海外研究者特別講義IB	2	2	経済学ワークショップD	2	2													
	英書講読I	2	2	[海外研究者特別講義IC]	2	2	経済学ワークショップE	2	2													
	英書講読II	2	2	海外研究者特別講義ID	2	2	経済学ワークショップF	2	2													
				[インターンシップA]	2	2	経済学ジョイントコースA	2	2													
				[インターンシップB]	2	2	経済学ジョイントコースB	2	2													
			[インターンシップC]	2	2	海外研究者特別講義IIA	2	2														
			[インターンシップD]	2	2	[海外研究者特別講義IIB]	2	2														
			概説日本国史	2	2	東洋経済史	4	4														
			概説外国史	2	2	西洋経済史	4	4														
			概説政治学	2	2																	
			概説社会学	2	2																	
関連教育科目	簿記原簿	4	4	会計学総論	2	2	債権法III	2	2													
	簿記原簿	2	2	財務学論	2	2	債権法I	4	4													
	簿記原簿	2	2	交通経済論	2	2	債権法II	4	4													
	簿記原簿	2	2	保険論	2	2	債権法III	2	2													
	簿記原簿	2	2	債権法	2	2	債権法IV	2	2													
	簿記原簿	2	2	債権法II	2	2	債権法V	2	2													
	簿記原簿	2	2	債権法I	2	2	債権法VI	2	2													
	簿記原簿	2	2	債権法III	2	2	債権法VII	2	2													
	簿記原簿	2	2	債権法IV	2	2	債権法VIII	2	2													
	簿記原簿	2	2	債権法V	2	2	債権法IX	2	2													
	簿記原簿	2	2	債権法VI	2	2	債権法X	2	2													
	簿記原簿	2	2	債権法VII	2	2	債権法XI	2	2													
	他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目																					
他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目																						

(注) [ ]内は今年度休講。

《卒業要件》

(1) 共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上				
		社会科学…………… 4 単位以上					
		自然科学…………… 6 単位以上					
(1) 共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	計128単位以上				
		第2外国語……………					
		保健体育科目…………… 4 単位					
		単位互換科目……………					
(2) 専門教育科目	必修科目…………… 12 単位	計66単位以上	1・2 年次科目…………… 12 単位以上				
				選択科目A類	3・4 年次科目…………… 8 単位以上		
						ゼミナール	
							選択科目B類
	(3) 自由履修単位	共通教育科目……………	計30単位以上				
		専門教育科目……………					
		関連教育科目……………					

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数(計66単位以上)に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。(16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。)
2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修  
△印は選択必修

Table with columns for '第1・2・3・4年次' and '授業科目' (Course Subjects). It details subjects like Philosophy, History, Law, Economics, and Business for various years and units.

(注) [ ]内は今年度休講。

《卒業要件》

(1) 共通教育科目	{	総合教養科目 { <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td>人文科学……………</td> <td>4 単位以上</td> </tr> <tr> <td>社会科学……………</td> <td>4 単位以上</td> </tr> <tr> <td>自然科学……………</td> <td>6 単位以上</td> </tr> <tr> <td>総合系列科目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学修基盤科目</td> <td></td> </tr> </table>	人文科学……………	4 単位以上	社会科学……………	4 単位以上	自然科学……………	6 単位以上	総合系列科目		学修基盤科目		} 計20単位以上
		人文科学……………	4 単位以上										
		社会科学……………	4 単位以上										
自然科学……………	6 単位以上												
総合系列科目													
学修基盤科目													
外国語科目 { <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td>第1外国語……………</td> <td>8 単位以上</td> </tr> <tr> <td>第2外国語……………</td> <td></td> </tr> </table>	第1外国語……………	8 単位以上	第2外国語……………		} 8 単位以上								
第1外国語……………	8 単位以上												
第2外国語……………													
保健体育科目…………… 4 単位 単位互換科目	} 4 単位												
			} 総計128単位以上										
(2) 専門教育科目	{	必修科目……………12単位	} 計66単位以上										
		選択科目A類 { <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td>1・2年次科目……………</td> <td>12単位以上</td> </tr> <tr> <td>3・4年次科目……………</td> <td>8 単位以上</td> </tr> </table>		1・2年次科目……………	12単位以上	3・4年次科目……………	8 単位以上						
		1・2年次科目……………		12単位以上									
		3・4年次科目……………		8 単位以上									
		ゼミナール											
選択科目B類													
経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)													
(3) 自由履修単位	{	共通教育科目	} ……計30単位以上										
		専門教育科目											
		関連教育科目											

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数(計66単位以上)に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。(16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。)
2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》（学科履修規程 第4条 別表）

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次											
		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目					
共通教育科目	総合教養科目	哲倫日東外[中国人文]	学A	2	哲倫日東外[中国人文]	学B	2	論宗本西日西芸	学A	2	論宗本西日西芸	学B	2
		地理学	学A	2	地理学	学B	2	本洋文	学A	2	本洋文	学B	2
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI	1	1	※インターメディアイト・イングリッシュI	1	1	アドバンスト・イングリッシュI	1	1	アドバンスト・イングリッシュII	1	1
		※フレッシュマン・イングリッシュII	1	1	※インターメディアイト・イングリッシュII	1	1						
外国語科目	第2	[ドイ ツ 語 I A]	2	2	ドイ ツ 語 II A	2	2						
		[ドイ ツ 語 I B]	2	2	ドイ ツ 語 II B	2	2						
保健体育科目	単位互換科目	※生涯スポーツ演習I	1	1	※生涯スポーツ演習II	1	1						
		※生涯スポーツ演習II	1	1									
必修科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目											
専門教育科目	選択科目A類	ベンチャー起業論A	4	4	産業ケーススタディA	4	4	産業組織論A	2	2	回遊地域イノベーション論A	2	2
		ベンチャー起業論B	4	4	産業ケーススタディB	4	4	産業組織論B	2	2	回遊地域イノベーション論B	2	2
専門教育科目	選択科目B類	初年次演習	2	2	基礎演習I	2	2	演習Iおよび論文	2	2	演習III	2	2
		経済学入門	4	4	特別演習I	4	4	特別演習II	4	4	プロジェクト研究（第4年次配当）	4	4
関連教育科目		他大学の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目 他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目											

(注) [ ]内は今年度休講。

《卒業要件》

(1) 共通教育科目	{	総合教養科目	{	人文科学…………… 4 単位以上	}	計20単位以上
				社会科学…………… 4 単位以上		
				自然科学…………… 6 単位以上		
				総合系列科目		
				学修基盤科目		
				}		
(1) 共通教育科目	{	外国語科目	{	第1外国語…………… 8 単位以上	}	8 単位以上
				第2外国語		
				保健体育科目…………… 4 単位		
				単位互換科目		
				}		
				総計128単位以上		
(2) 専門教育科目	{	必修科目…………… 12 単位	}	計66単位以上		
		選択科目A類			{	1・2年次科目…………… 12 単位以上
						3・4年次科目…………… 8 単位以上
		ゼミナール				
		選択科目B類				
		経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)				
				}		
(3) 自由履修単位	{	共通教育科目	}	計30単位以上		
		専門教育科目				
		関連教育科目				

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数(計66単位以上)に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。(16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。)
2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修  
△印は選択必修

Table with columns for '第1・2・3・4年次', '授業科目', '単位', and '共通教育科目'. It lists various subjects like Philosophy, History, Law, and Economics across different years and categories (General Education, Foreign Language, Specialized Education, etc.).

(注) [ ]内は今年度休講。



**令和6年度入学生(24台)**

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
  - 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
    - (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
    - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
  - 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次49単位、第4年次38単位、第5年次37単位、第6年次29単位を超えてはならない。
  - 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
  - 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に配当している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語ⅠA及びドイツ語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
  - (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語ⅠA及びフランス語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
  - (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。
- 2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科及び東アジア地域言語学科の学生は、多言語強化プログラムを履修することができる。
  - 3 多言語強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。多言語強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。
- 2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。
  - 3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

- 2 商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 4 商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
  - (2) 物理科学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上
  - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上
  - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
- (2) 物理科学科の学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理科学研究の2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (3) 化学科の学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験・実習科目から18単位以上及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目から6単位以上、自然科学から6単位以上、計12単位以上、必修の外国語科目8単位、保健体育科目2単位、合計34単位以上、専門教育科目については18単位、総計52単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、50単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より10単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計18単位以上、専門基礎科目について必修科目の17単位、専門教育科目について必修科目の8単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の26単位、専門教育科目について必修科目の34単位、合計88単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、第3年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の1単位、専門教育科目について必修科目の13単位及び選択必修科目の1単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の27単位、専門教育科目について必修科目の60単位及び選択必修科目の1単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計20単位以上、専門教育科目について、1年次の必修科目1単位、1年次の選択必修科目のうち、基礎薬学から9単位以上、臨床薬学から3単位以上を含め計15単位以上、合計36単位以上を修得していなければならない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目16単位以上、2年次の必修科目5単位、2年次の選択必修科目のうち、基礎薬学から16単位以上、衛生薬学から2単位以上、医療薬学から4単位以上、臨床薬学から1単位以上を含め計27単位以上、合計48単位以上、総計74単位以

上を修得していなければならない。

- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目16単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択必修科目のうち、基礎薬学から4単位以上、衛生薬学から4単位以上、医療薬学から10単位以上、臨床薬学から3単位以上を含め計25単位以上、合計80単位以上、総計108単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目16単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目32単位以上、4年次の必修科目13単位、4年次の選択必修科目のうち、衛生薬学から2単位以上、医療薬学から8単位以上、臨床薬学から2単位以上を含め計14単位以上、合計107単位以上、総計135単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目16単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目32単位以上、4年次科目27単位以上、5年次の必修科目32単位、計139単位以上、合計167単位以上を修得していなければならない。

2 薬学部のクリニカルファーマシスト養成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第9項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

**令和5年度入学生(23台)**

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
  - 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
    - (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
    - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
  - 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
  - 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
  - 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に配当している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語ⅠA及びドイツ語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
  - (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語ⅠA及びフランス語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
  - (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。
- 2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科及び東アジア地域言語学科の学生は、多言語強化プログラムを履修することができる。
  - 3 多言語強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。多言語強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。
- 2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。
  - 3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。



第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

- 2 商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 4 商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
  - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
  - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
  - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
  - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理科学研究の2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目16単位及び選択必修実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
  - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験・実習科目から18単位以上及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目20単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

- 2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

- 3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。  
(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。  
(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目から6単位以上、自然科学から7単位以上、計13単位以上、必修の外国語科目8単位、保健体育科目2単位、合計35単位以上、専門教育科目については18単位、総計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

- 2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より10単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計18単位以上、専門基礎科目について必修科目の17単位、専門教育科目について必修科目の8単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。  
(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の26単位、専門教育科目について必修科目の34単位、合計88単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。  
(3) 第3年次前期終了時において、第3年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の1単位、専門教育科目について必修科目の13単位及び選択必修科目の1単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。  
(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の27単位、専門教育科目について必修科目の60単位及び選択必修科目の1単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計

20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

## 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

**令和4年度入学生(22台)**

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
  - 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
    - (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
    - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
  - 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
  - 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
  - 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に配当している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A及びドイツ語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
  - (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A及びフランス語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
  - (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。
- 2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。
  - 3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。
- 2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。
  - 3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

- 2 商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 4 商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
  - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
  - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
  - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
  - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目16単位及び選択必修実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
  - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験・実習科目から18単位以上及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目20単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目から6単位以上、自然科学から7単位以上、計13単位以上、必修の外国語科目8単位、保健体育科目2単位、合計35単位以上、専門教育科目については18単位、総計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より10単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計18単位以上、専門基礎科目について必修科目の17単位、専門教育科目について必修科目の8単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の26単位、専門教育科目について必修科目の34単位、合計88単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、第3年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の1単位、専門教育科目について必修科目の13単位及び選択必修科目の1単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の27単位、専門教育科目について必修科目の60単位及び選択必修科目の1単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計



20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

## 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

**令和3年度入学生 (21台)**

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
  - 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
    - (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
    - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
  - 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
  - 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
  - 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に配当している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語ⅠA及びドイツ語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
  - (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語ⅠA及びフランス語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
  - (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。
- 2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。
  - 3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。
- 2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。
  - 3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

- 2 商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 4 商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
  - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
  - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
  - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
  - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
  - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単

位及び共通教育科目の外国語科目 8 単位を含む100単位以上を修得していなければ、第 4 年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目） 8 単位及び共通教育科目の外国語科目 8 単位を含む100単位以上を修得していなければ、第 4 年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第 6 条の 6 工学部の学生は、2 年以上在学し、60 単位以上を修得していなければ、第 3 年次開講科目の登録をすることはできない。

- 2 工学部の学生は、3 年以上在学し、第 1・2 年次必修の第 1 外国語科目 6 単位、選択必修の第 2 外国語科目 4 単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第 4 年次開講科目の登録をすることはできない。

- 3 第 1 項の60単位・第 2 項の100単位に算入する総合教養科目、第 1 外国語科目、第 2 外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12 単位までとする。  
(2) 第 1 項の60単位に算入するのは、第 1 外国語科目の必修科目 6 単位、第 2 外国語科目の選択必修科目 4 単位までとする。また、第 2 項の100単位に算入するのは、第 1 外国語科目の必修科目 8 単位、第 2 外国語科目の選択必修科目 4 単位までとする。  
(3) 工学共通科目は、機械工学科は24 単位まで、電気工学科は20 単位まで、電子情報工学科は18 単位まで、化学システム工学科は20 単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18 単位までとする。

第 6 条の 7 医学部医学科の学生は、第 1 学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より 6 単位以上、自然科学より 15 単位以上、計 21 単位以上、外国語科目の第 1 外国語 8 単位、第 2 外国語 4 単位以上、計 12 単位以上、保健体育科目の 2 単位、専門教育科目については 18 単位、合計 53 単位以上を修得しなければ、第 2 学年に進級することができない。ただし、51 単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第 2 学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第 2 学年で修得しなければならない。

- 2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は 3 年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第 1 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より 10 単位以上、自然科学より 2 単位以上、必修の外国語科目 4 単位、必修の保健体育科目 2 単位、計 18 単位以上、専門基礎科目について必修科目の 17 単位、専門教育科目について必修科目の 8 単位、合計 43 単位以上を修得していなければ第 2 年次に進級することができない。

- (2) 第 2 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より 12 単位以上、自然科学より 4 単位以上、必修の外国語科目 8 単位、選択必修の外国語科目より 2 単位以上、必修の保健体育科目 2 単位、計 28 単位以上、専門基礎科目について必修科目の 26 単位、専門教育科目について必修科目の 34 単位、合計 88 単位以上を修得していなければ第 3 年次に進級することができない。

- (3) 第 3 年次前期終了時において、第 3 年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の 1 単位、専門教育科目について必修科目の 13 単位及び選択必修科目の 1 単位を修得していなければ、第 3 年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第 3 年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

- (4) 第 3 年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より 12 単位以上、自然科学より 4 単位以上、必修の外国語科目 8 単位、選択必修の外国語科目より 2 単位以上、必修の保健体育科目 2 単位、計 28 単位以上、専門基礎科目について必修科目の 27 単位、専門教育科目について必修科目の 60 単位及び選択必修科目の 1 単位、合計 116 単位以上を修得していなければ第 4 年次に進級することができない。

第 6 条の 8 薬学部の学生は、第 1 年次から第 5 年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。



**令和2年度入学生(20台)**

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
  - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A及びドイツ語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A及びフランス語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。  
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計

20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成31年度入学生 (19台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
  - (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
  - (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
  - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。



## VI. 諸 規 程

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。  
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含

め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。

- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成30年度入学生 (18台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
  - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。  
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科



目 4 単位、2 年次の選択科目のうち、物理分野から 4 単位以上、化学分野から 4 単位以上、生物分野から 4 単位以上、衛生分野から 2 単位以上、薬理分野から 2 単位以上、薬剤分野から 2 単位以上を含め計 28 単位以上、合計 52 単位以上、総計 78 単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計 26 単位以上の修得をもって足りる。

- (3) 第 3 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から 12 単位以上、必修の外国語科目 8 単位を含め計 28 単位以上、専門教育科目について、1 年次科目 20 単位以上、2 年次科目 32 単位以上、3 年次の必修科目 7 単位、3 年次の選択科目のうち、物理分野から 3 単位以上、化学分野から 1 単位以上、生物分野から 1 単位以上、衛生分野から 1 単位以上、薬理分野から 2 単位以上、薬剤分野から 4 単位以上、実務分野から 1 単位以上を含め計 19 単位以上、合計 78 単位以上、総計 106 単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計 28 単位以上の修得をもって足りる。
- (4) 第 4 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から 12 単位以上、必修の外国語科目 8 単位を含め計 28 単位以上、専門教育科目について、1 年次科目 20 単位以上、2 年次科目 32 単位以上、3 年次科目 26 単位以上、4 年次の必修科目 12 単位、4 年次の選択科目のうち、化学分野から 1 単位以上、生物分野から 1 単位以上、薬理分野から 1 単位以上、薬剤分野から 1 単位以上、実務分野から 1 単位以上を含め計 9 単位以上、合計 99 単位以上、総計 127 単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計 28 単位以上の修得をもって足りる。
- (5) 第 5 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から 12 単位以上、必修の外国語科目 8 単位を含め計 28 単位以上、専門教育科目について、1 年次科目 20 単位以上、2 年次科目 32 単位以上、3 年次科目 26 単位以上、4 年次科目 21 単位以上、5 年次の必修科目 32 単位、計 131 単位以上、合計 159 単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計 28 単位以上の修得をもって足りる。

第 7 条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第 8 条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第 9 条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2 科目かつ 8 単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第 3 章 受 講

第 10 条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第 11 条 講義は、その開講期間によって、次の 5 種類とする。

- (1) 通年講義（1 年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第 12 条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が 10 人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第 13 条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第 14 条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員

は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成29年度入学生 (17台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A及びドイツ語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A及びフランス語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この条において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目11単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
- (2) 物理数学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
- (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
- (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目25単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
- (2) 物理数学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。

(3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、

3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

(1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合

(2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。